

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める優良基準の適合認定等に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長の所管する区域内における廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業（以下、「産業廃棄物処理業」という。）の許可申請の際に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の9第2号、第6条の11第2号、第6条の13第2号又は第6条の14第2号に定める優れた能力及び実績を有する者の基準（以下「優良基準」という。）に適合する旨の認定（以下「優良認定」という。）を行う際の手続について、必要な事項を定めるものとする。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第248号）附則第5条にて、許可の有効期間の満了日までの間に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（平成23年省令第1号）附則第13条、第16条、第19条又は第22条に定める基準に適合する旨の確認（以下「優良確認」という。）を行う際の手続については、この要綱に特別の定めがある場合を除き、優良認定の規定を準用する。

(優良認定等の申請)

第2条 産業廃棄物処理業の許可申請に際し優良認定を受けようとする者は、当該許可申請に要する書類に加えて、次に掲げる書類等を市長に提出しなければならない。

- (1) 遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面（第1号様式）
- (2) 事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類
- (3) 環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類
- (4) 電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類
- (5) 財務体質の健全性に係る基準に適合することを証する書類

2 前項第2号の書類を優良認定を受けようとするもの以外の者が作成する場合は、書類を作成する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2第4項に定める者とする。

3 優良確認を受けようとする者は、第1項各号の書類に加えて、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 優良基準適合確認申請書（附則様式（附則第12条、附則第15条、附則第18条、附則第21条関係））
- (2) 現に受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し
- (3) 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（現に受けている許可の申請書に添付したものを除く。）

(審査)

第3条 市長は、前条の申請を受けたときは、法に定める優良基準及び環境省が作成した「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」に基づき審査するものとする。

(審査結果の通知)

第4条 市長は、第2条の申請内容が優良基準に適合すると認めるときは優良基準適合認定等通

知書（第2号様式）、適合すると認められないときは優良基準不適合認定等通知書（第3号様式）にて、その旨を申請者にそれぞれ通知するものとする。

2 前項で定める審査結果通知の決裁については、部長専決とする。

（許可申請の添付書類の省略）

第5条 市長は、優良認定又は優良確認を受けた者から産業廃棄物処理業の許可申請があったときは、次の書類の添付を要しないものとすることができる。

- (1) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (2) 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為
- (3) 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類（産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可申請の場合に限る。）

（許可証の交付）

第6条 市長は、第2条の申請内容が優良基準に適合すると認めた場合で、当該申請に係る産業廃棄物処理業の許可申請を許可したときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）に定める様式（産業廃棄物収集運搬業は第7号の2、産業廃棄物処分業は第9号の2、特別管理産業廃棄物収集運搬業は第13号の2、特別管理産業廃棄物処分業は第15号の2）による許可証を交付するものとする。

（優良基準不適合の申出）

第7条 優良認定又は優良確認を受けた者が優良基準に適合しなくなったときは、優良基準不適合申出書（第4号様式）にて市長へ申し出なければならない。

（公表等）

第8条 市長は、第6条の許可証を交付した際は、当該許可を受けた者の名称又は氏名、確認年月日、許可番号、公開情報が閲覧できるホームページアドレス等について、許可の有効期限までホームページで公表するものとする。

2 市長は、前条の申出を受けたとき又は優良基準に適合していないことが明らかと認められる場合は、公表していた情報を削除し、必要に応じてその旨を公表できるものとする。

3 市長は、第6条の許可証を交付した後に当該認定の申請時点において既に優良基準に適合していなかったことが明らかになった場合は、当該許可証を返納させ、優良基準に適合する旨の記載を修正したうえで再交付するとともに、その旨を公表できるものとする。

（救済措置）

第9条 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理業に係る優良認定制度の救済措置として行われる許可更新期限の到来を待たずして許可の更新を行う場合の許可等事務処理に必要な事項を別添のとおり定める。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、環境局長が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に定める評価基準への適合性確認に係る事務
処理要綱の廃止)

- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に定める評価基準への適合性確認に係る事務
処理要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に定める評価基準への適合性確認に係る事務
処理要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する

許可更新期限の到来を待たずして許可の更新を行う場合の事務手続き

この事務手続きに特別の定めがある場合を除き、川崎市産業廃棄物処理業者に係る審査基準及び標準処理期間に関する規程の規定を準用する。

(対象事業者)

第1条 産業廃棄物処理業者（特別管理産業廃棄物処理業者を含む。）であって、優良認定を申請するため、許可更新期限の到来を待たずして許可の更新を行う者。

(優良基準への適否の判断)

第2条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の3第1号中「従前の法第14条第1項の許可に係る許可の有効期間（同条第3項に規定する許可の有効期間をいう。）」、同規則第10条の4の2第1号中「従前の法第14条第6項の許可に係る許可の有効期間（同条第8項に規定する許可の有効期間をいう。）」、同規則第10条の12の2第1号中「従前の法第14条の4第1項の許可に係る許可の有効期間（同条第3項に規定する許可の有効期間をいう。）」及び同規則第10条の16の2第1号中「従前の法第14条の4第6項の許可に係る許可の有効期間（同条第8項に規定する許可の有効期間をいう。）」に「又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれか長い期間」を追加する。

(要領の読替え)

第3条 川崎市産業廃棄物処理業者に係る審査基準及び標準処理期間に関する規程の規定にかかわらず、許可申請に添付すべき修了証は、講習会を修了すべき者が受講しており、かつ、申請日において有効期限内であって、申請する業の新規講習会及び更新講習会の修了証とする。

なお、特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程の修了証は、産業廃棄物収集運搬業の許可申請に、特別管理産業廃棄物の処分課程の修了証は、産業廃棄物処分業の許可申請に、それぞれ添付できるものとする。

誓約書

川崎市長 様

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

【特定不利益処分】

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3及び第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2及び第15条の2の7）
- ③廃棄物処理施設の許可取消し（法第9条の2の2及び第15条の3）
- ④再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項及び第19条の6第1項）

第2号様式

優良基準適合認定等通知書

(優良確認の場合は適宜条文を修正)

年 月 日

様

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市長

印

年 月 日付けで申請のあつた優良基準適合認定等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の9第2号、第6条の11第2号、第6条の13第2号又は第6条の14第2号に規定する優良基準に適合していることを通知します。

ついで、本件申請の際許可申請を行うとしていた区分の産業廃棄物処理業の許可申請に当たつて、次の書類の添付を省略することができます。

[添付を要しない書類]

第3号様式

優良基準不適合認定等通知書

(優良確認の場合は適宜条文を修正)

年 月 日

様

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市長

印

年 月 日付けで申請のあつた優良基準適合認定等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の9第2号、第6条の11第2号、第6条の13第2号又は第6条の14第2号に規定する優良基準に適合すると認められませんので、通知します。

[優良基準に適合すると認められなかった理由]

第4号様式

優良基準不適合申出書
(優良確認の場合は適宜条文を修正)

年 月 日

川崎市長 様

申出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の9第2号、第6条の11第2号、第6条の13第2号又は第6条の14第2号に定める優良基準に適合しなくなったので、申し出ます。

許可を受けた産業廃棄物処理業の区分	<ul style="list-style-type: none">産業廃棄物収集運搬業産業廃棄物処分業特別管理産業廃棄物収集運搬業特別管理産業廃棄物処分業
許可を受けた産業廃棄物処理業の許可番号	
優良基準に適合しなくなった年月日	年 月 日
優良基準に適合しなくなった理由	

備考1 「許可を受けた産業廃棄物処理業の区分」欄は、該当するものに○印を付けてください。